

玉東町新水道ビジョン

～ 安全でおいしい水を安定供給する ～

【 令和8年度～令和17年度 】



【 年の神公園 】

令和8年3月

玉東町建設課水道係

玉東町新水道ビジョン

－ 目 次 －

第1章 玉東町新水道ビジョン策定にあたって	1
1. 策定の趣旨と背景	1
2. 「玉東町新水道ビジョン」の位置付け	2
3. 計画期間	2
第2章 玉東町簡易水道事業の概要	3
1. 玉東町の現況	3
2. 玉東町簡易水道事業の概要	4
3. 水道施設の概要	5
第3章 玉東町簡易水道事業の現状評価と課題	8
1. 安全（安全な水の供給は保証されているか）	8
2. 強靱（危機管理の対応は徹底されているか）	13
3. 持続（水道サービスの持続性は確保されているか）	14
第4章 玉東町簡易水道事業の将来環境	24
1. 外部環境の変化	24
2. 内部環境の変化	26
3. 将来課題の抽出	28
第5章 玉東町簡易水道事業の目指す方向性	29
1. 基本理念	29
2. 基本目標	30
第6章 重点的な実現方策	31
1. 目標達成の実現方策体系	31
2. 具体的な実現方策	32
第7章 フォローアップ	36

第1章 玉東町新水道ビジョンの策定にあたって

1. 策定の趣旨と背景

水道は町民生活を支えるライフラインとして重要な役割を担っており、その事業運営にあたっては、安全で安心な水道水を安定して供給できる体制整備が常に求められています。

特に、今後、水道施設の大量更新時代を迎え、併せて施設の耐震化など地震等の災害に備えた対策が必要とされ、投資的経費の増加が見込まれています。一方で、近年全国的にも、水道事業を取り巻く環境の変化により、水需要が低迷し、給水収益も伸び悩んでいる状況にあります。このため、水道事業の経営は今後、益々厳しくなると予想され、一層の効率的・安定的な経営が求められているところです。

こうした中、玉東町では『～安全でおいしい水を安定供給する～』を基本理念とする「玉東町水道ビジョン」を平成21年3月に策定し、水道事業のレベルアップを図ることとしました。

「玉東町水道ビジョン」では、「安心」、「安定」、「持続」、「環境」、「国際」という5つの視点から基本目標を設定し、平成21年度～平成25年度までの5年間の計画期間で実施すべき具体的施策を位置づけています。前回の玉東町水道ビジョン策定から10年以上経過していることから、これまでの取り組みを振り返り、改善点や継続すべき点、新たな課題整理とそれらを解決する具体的施策などについて検証すべき時期にあります。

また我が国の水道においては、料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、職員数の減少によるサービスレベルへの影響、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震、令和7年8月の豪雨災害の経験を踏まえた危機管理対策などの課題がますます顕在化してきています。このような状況の中、国土交通省では、少子化傾向により今後も減少傾向が継続し、ごく一部の地域を除き、将来の人口増加を見込めない中での事業運営を踏まえ、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定、公表し、「安全」、「強靱」、「持続」を水道の理想像に掲げ、水道に携わる関係者等が一丸となって、枚挙にいとまがない課題に対し、地に足のついた対応を求めています。

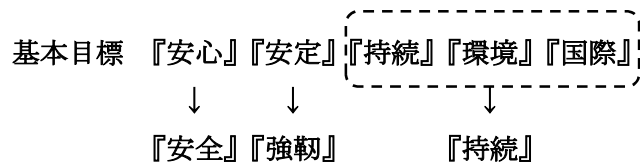
そこで、玉東町内外の水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、今後の取り組みや目指すべき方向性を定めた「玉東町新水道ビジョン」を策定します。

図表 1.3 水道の理想像

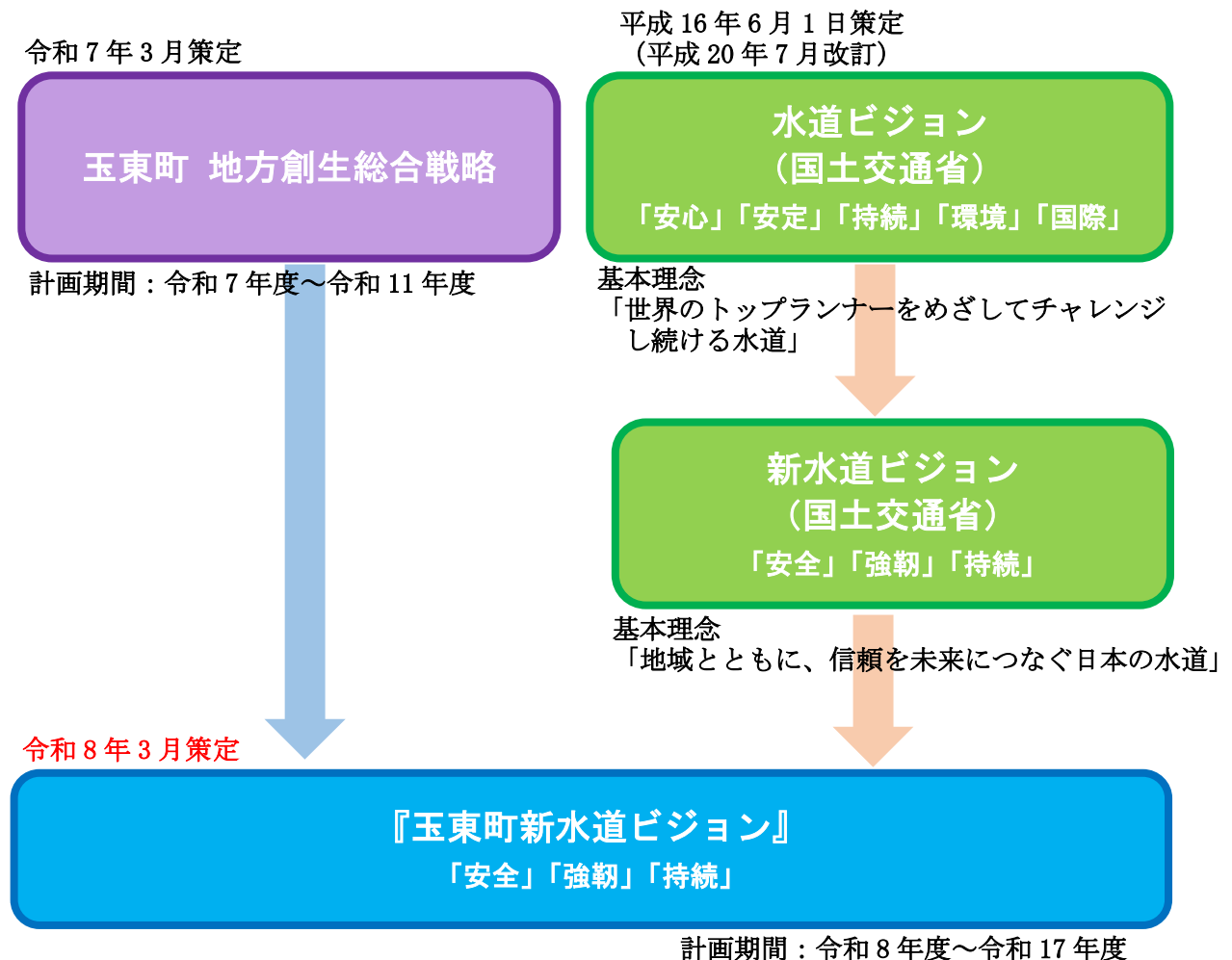


2. 「玉東町新水道ビジョン」の位置付け

「玉東町新水道ビジョン」は、「玉東町水道ビジョン」を次に示すように国土交通省「新水道ビジョン」の方針を踏まえ、次のように置き換えて策定します。



また、玉東町の最上位計画である『仮称』玉東町 地方創生総合戦略』及び平成 21 年 3 月に策定した「玉東町水道ビジョン」（平成 21 年度から平成 25 年度）との関連を考慮しながら策定します。



【 図 1. 玉東町新水道ビジョンの位置付け 】

3. 計画期間

本水道ビジョンの計画期間は、当面の目標を 10 年後と定め、令和 17 年度とします。よって計画期間は令和 8 年度～令和 17 年度の 10 年間とします。

第2章 玉東町簡易水道事業の概要

1.玉東町の概況

本町は、熊本県北に位置し、南東に熊本市北区、北に和水町、西に玉名市と隣接しています。

町域は、東西約4キロメートル、南北約9キロメートル、総面積24.4平方キロメートルで、北側に石灰の山「木葉山（このはやま）」、南側に「三ノ岳」を有します。南から北に向かって緩やかに傾斜するこの地帯は、安山岩植壤土で、密柑栽培に適した環境に恵まれて一大集産地を形成しています。

町の東西を貫くようにJR鹿兒島本線や国道208号が通っており、都市圏への交通アクセスの良さが評価されています。近年町ではJR木葉駅をいかした「駅を中心としたまちづくり」を展開しており、住宅分譲地や高層マンション整備に取り組んできた結果、移住定住者が増加し、ベッドタウンとしての色合いが増してきました。

町のキャッチコピーは「みかんと史跡の里」であり、温州(うんしゅう)ミカンをはじめとした柑橘類や梨、スイカ、イチゴといった各種果実の生産が盛んです。また、明治10年(1877)西南戦争の激戦地が町域各地に残されているほか、古代以降の遺跡や千年以上の歴史をもつ神社が残る歴史ある町です。西南戦争という激しい内戦をきっかけに現在の日本赤十字社の前身である「博愛社(はくあいしゃ)」が発足したことから、玉東町は日本赤十字社発祥ゆかりの地といわれています。

県の伝統工芸品である「木葉猿」は、千三百年の歴史をもつ素焼きの猿の郷土玩具で、今も人々の安寧を願って一つ一つ丁寧に作られています。



【 図2. 玉東町位置図 】

2.玉東町簡易水道事業の概要

玉東町の水道事業は、山北地区簡易水道（昭和 30 年創設 計画給水人口 1,100 人、計画 1 日最大給水量 165m³/日）、南部地区簡易水道(昭和 44 年創設 計画給水人口 1,300 人、計画 1 日最大給水量 195m³/日)、北部地区簡易水道（昭和 47 年創設 計画給水人口 2,100 人、計画 1 日最大給水量 343.5m³/日）で認可を得て、3 地区の簡易水道でそれぞれ運営していましたが、山北地区簡易水道については、竣工後 30 数年が経過し、施設の老朽化と生活様式の変化に伴う水量不足等により、地区名を中部地区に変更して、昭和 63 年度から平成 2 年度までの 3 カ年による基幹改良工事及び拡張工事を行いました。

また、未普及地域解消のため、新たに二俣地区簡易水道(平成元年創設 計画給水人口 400 人、計画 1 日最大給水量 100m³/日)で認可を得ました。

その後、平成 4 年度から平成 5 年度にかけ北部地区簡易水道拡張工事、平成 6 年度から平成 7 年度にかけ南部地区簡易水道拡張工事、平成 8 年度から平成 11 年度にかけ北部地区簡易水道基幹改良工事、平成 14 年度から平成 18 年度の 5 カ年でオレンジタウン分譲地への北部地区簡易水道区域拡張工事、平成 14 年度には中央集中監視施設の整備を行い、平成 13 年度から平成 20 年度まで南部地区簡易水道基幹改良工事を行ってきました。

平成 28 年度には「北部地区簡易水道事業」、「中部地区簡易水道事業」、「南部地区簡易水道事業」、「二俣地区簡易水道事業」を統合し「玉東町簡易水道事業」として効率的な事業運営を進め、令和 6 年 4 月より公営企業会計に移行しました。

【 表 1. 玉東町簡易水道事業の沿革 】

事業名	認可（届出） 年度	計画給水人口	計画一日 最大給水量
山北地区簡易水道事業創設認可	S29	1,100 人	165m ³ /日
南部地区簡易水道事業創設認可	S44	1,300 人	195m ³ /日
北部地区簡易水道事業創設認可	S47	2,100 人	343.5m ³ /日
中部地区簡易水道事業 第 1 次拡張認可（山北から名称変更）	S63	1,500 人	420m ³ /日
二俣地区簡易水道事業創設認可	H 1	400 人	100m ³ /日
北部地区簡易水道事業 第 1 次拡張認可	H 3	3,300 人	1,030.2m ³ /日
南部地区簡易水道事業 第 1 次拡張認可	H 6	1,200 人	300m ³ /日
中部地区簡易水道事業変更認可（取水地点の変更）	H16	1,300 人	420m ³ /日
玉東町簡易水道事業統合認可	H28	4,610 人	1,690m ³ /日

3.水道施設の概要

1) 取水施設

本町の水源はすべて地下水を利用しており、次亜塩素にて滅菌処理を行っています。現在のところ水量、水質ともに安定しています。

【 表 2. 取水施設概要 】

番号	施設名	水源種別	竣工年度	取水能力
1	北部地区第1水源	地下水	S48	341 m ³ /日
2	北部地区第2水源	地下水	H4	690 m ³ /日
3	中部地区第1水源	地下水	H16	420 m ³ /日
4	南部地区第1水源	地下水	S46	195 m ³ /日
5	南部地区第2水源	地下水	H6	187 m ³ /日
6	二俣地区第1水源	地下水	H2	100 m ³ /日
計				1,933 m ³ /日



【 二俣水源地 】

2) 配水施設

(1) 配水池

玉東町の地形は、全体的に起伏に富んでおり、すべて自然流下方式による配水を行っています。

【表3. 配水施設概要】

番号	施設名	構造種別	配水方法	竣工年度	有効容量
1	北部地区第1配水池	RC造	自然流下	S48	173 m ³
2	北部地区第2配水池	RC造	自然流下	H4	416 m ³
3	中部地区第1配水池	RC造	自然流下	H2	170 m ³
4	中部地区第2配水池	RC造	自然流下	H2	110 m ³
5	中部地区第3配水池	RC造	自然流下	H2	154 m ³
6	南部地区第1配水池	RC造	自然流下	S46	124 m ³
7	南部地区第2配水池	RC造	自然流下	S46	171 m ³
8	二俣地区配水池	RC造	自然流下	H2	97 m ³
計					1,415 m ³

(2) 管路

令和6年度末現在の管路総延長は約80Kmで、内訳は導・送水管が約12Km、配水管が約66Kmとなっています。

管種別では、導・送水管については、ダクタイル鋳鉄管がほぼ100%となっており、配水管のほとんどはビニール管となっています。







【表4. 管路概要】

種別	ダクタイル 鋳鉄管 (K型)	ポリエチレン管	ビニール管	鋼管	計
導水管 φ200mm～φ 40mm	1,994.5m	0.0m	0.0m	9.5m	2,004.0m
	99.53%	0.00%	0.00%	0.47%	100.00%
送水管 φ200mm～φ 75mm	7,700.4m	0.0m	1,871.4m	743.1m	10,314.9m
	74.66%	0.00%	18.14%	7.20%	100.00%
配水管 φ200mm～φ 50mm	2,253.7m	2,020.6m	61,119.6m	887.1m	66,281.0m
	3.40%	3.05%	92.21%	1.34%	100.00%
合計	11,948.6m	2,020.6m	62,991.0m	1,639.7m	78,599.9m

3) 本町で使用している水道管

本町で使用している水道管の特徴は表 5 のとおりです。

【 表 5. 玉東町使用水道管の特徴 】

【 ダクタイル鋳鉄管 (DIP) 】		【 配水用ポリエチレン管 (HPPE) 】	
特徴	強靱性に富み、衝撃に強い。特に GX 形、NS 形は鎖構造継手により、離脱防止機能を有し、より大きな地盤変動に対応できる。	特徴	耐食性に優れ、重量が軽く施工性が良い。融着継手により一体化でき、管体に柔軟性があるため地盤変動に対応できる。
			
【 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVP) 】		【 硬質塩化ビニル管 (VP) 】	
特徴	耐食性に優れ、重量が軽く施工性が良い。硬質塩化ビニル管(VP)の衝撃強度を高めるため改良された。	特徴	耐食性に優れ、重量が軽く施工性が良い。管体強度は金属管に比べ小さく、低温時において耐衝撃性が低下する。
			
【 鋼管 (SP) 】		【 ポリエチレン管 (PP) 】	
特徴	強靱性に富み、衝撃に強い。耐久性、加工性に優れている。橋の添架管等に使用され、溶接継手は耐震性を有する。	特徴	可撓性に富み軽量で耐寒性、耐衝撃性に優れる。柔らかく傷がつきやすい。また、有機溶剤による浸透に注意が必要である。
			

1.安全（安全な水の供給は保証されているか）

1) 水源水質と浄水方法

水道水の水質は原水の性状に大きく左右されます。原水の水質は良好で、年間を通しての変動は少なく安定しています。しかし、本町の水源は地下水で浄水処理方法が塩素消毒のみとなっていることから、塩素に対して耐性を有するクリプトスポリジウム等の病原性微生物については監視が必要となります。

また50年以上経過している古い施設もあることから、計画的な更新が必要となります。

今後とも良好な水源を確保し浄水水質の向上に努め、おいしい水を提供する継続的な取り組みが望まれます。

2) 給水水質の状況

給水の水質については、これまでも改善に取り組み、水質の確保に努めてきました。ここでいう給水とは、配水管から分岐し、お客様が管理する水道メーターまでの給水管、水道メーターより先の貯水槽設置事業者やお客様が管理する給水装置などを指します。

給水栓での水質は、常に水質基準を満たしており安全です。

3) 水質監視・管理（監視設備、管理体制）

水道法の規定により、水質検査の適正化と透明性を確保するため、「検査項目」、「採水場所」「検査回数」などをとりまとめた水質検査計画書を策定し、需要者に公表しています。

今後も安心して飲める水を確保するために、定期検査などについてのより一層の管理体制の強化を行ってまいります。

(1) クリプトスポリジウム等対策の徹底

クリプトスポリジウム等は感染した場合、下痢、腹痛、発熱、嘔吐などの症状を引き起こす病原性微生物であり、水道水の消毒に使用する塩素に対して耐性を有するという特徴があります。感染を予防するためには、適切なる過設備による除去または、紫外線処理設備による不活化が必要であり、浄水の水質管理、原水の指標菌の検査が重要となります。

玉東町では「水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針」をもとに、水道水源におけるクリプトスポリジウムの指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査を定期的に行っています。なお、原水から指標菌が検出されるなど水源状況が変化した場合、迅速に対応していきます。

(2) 水質基準の改正に対応した水質検査内容の充実

水源から蛇口までの各過程における今後の水質を注視し、状況に応じて検査項目や頻度等を見直し、水質検査内容の充実に努めます。

危機管理の面においても、水質事故に迅速に対応できる体制を整えています。

【 表 6. 水質検査の実施状況一覧表 】

検査項目	採水場所	検査月日	検査方法
原水 39 項目	全ての水源	年 1 回	指定検査機関
浄水 51 項目	各配水池系の指定場所	年 1 回	指定検査機関
浄水 23 項目	各配水池系の指定場所	年 3 回	指定検査機関
浄水 9 項目	各配水池系の指定場所	年 8 回	指定検査機関
浄水 3 項目	各配水池系の指定場所	毎日	自己検査

【 表 7. 水質検査年間予定表 】

検査項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
原水 39 項目											●	
浄水 51 項目			●									
浄水 23 項目						●			●			●
浄水 9 項目	●	●		●	●		●	●		●	●	
浄水 3 項目	毎日実施											
原水指標菌	5 月、8 月、11 月、2 月に実施											

※●印は検査実施月を表します。

【表9. 浄水水質検査結果】

地区名		北部地区			中部地区			南部地区			二俣地区		
採取日		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
採取年度		2022/6/6	2023/6/5	2024/6/3	2022/6/6	2023/6/5	2024/6/3	2022/6/6	2023/6/5	2024/6/3	2022/6/6	2023/6/5	2024/6/3
検査項目	基準値	検査結果			検査結果			検査結果			検査結果		
1 一般細菌	100CFU/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3 カドミウム及びその化合物	CD:0.01mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4 水銀及びその化合物	Hg:0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5 セレン及びその化合物	Se:0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6 鉛及びその化合物	Pb:0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7 ヒ素及びその化合物	As:0.01mg/L以下	0.006	0.006	0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8 六価クロム化合物	Cr6+:0.05mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	CN:0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.8	0.9	0.9	1.3	1.3	1.3	4	4.1	4	0.8	0.8	0.8
12 フッ素及びその化合物	F:0.8mg/L以下	0.18	0.16	0.13	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.09	<0.08	<0.08
13 ホウ素及びその化合物	B:1.0mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21 塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23 クロロホルム	0.06mg/L以下	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
24 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
26 臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
28 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
30 プロモホルム	0.09mg/L以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32 亜鉛及びその化合物	Zn:1.0mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
33 アルミニウム及びその化合物	AL:0.2mg/L以下	<0.02	0.06	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
34 鉄及びその化合物	Fe:0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35 銅及びその化合物	Cu:1.0mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
36 ナトリウム及びその化合物	Na:200mg/L以下	11	10.4	10.5	7	6.7	6.7	6.7	6.4	6.6	9.2	8.7	8.8
37 マンガン及びその化合物	Mn:0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
38 塩化物イオン	200mg/L以下	5.6	5.6	5.6	5.6	5.5	5.6	6.6	6.5	6.7	3.3	3.2	3.3
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	93	82	90	57	53	55	68	63	67	53	49	51
40 蒸発残留物	500mg/L以下	170	168	157	144	139	131	152	158	142	155	154	134
41 除イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42 ジェオスミン	0.000001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43 2-メチルイソボルネオール	0.000001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45 フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
47 pH値	5.8以上 8.6以下	7.4	7.3	7.3	7.7	7.6	7.7	7.8	7.8	7.8	7.3	7.2	7.2
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

4) 直結給水、貯水槽水道の管理状況

平成 13 年の水道法改正で「貯水槽水道」が定義され、供給側の水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任の所在を供給規程で明らかにするようになりました。

貯水槽水道は貯水槽の有効容量が 10 m³ 超である簡易専用水道、10 m³以下の小規模貯水槽水道に分類されます。

貯水槽水道は、その管理が適切に行われていないと衛生面における問題が懸念されるため、玉東町では貯水槽を設置しない直結給水方式（3 階建て建築物への直結直圧給水）の推進を行っています。

実際に直結給水への切替えが進行しており、貯水槽水道の設置数が減少していることなどからも一定の成果がみられます。現在、さらに高層階への直結直圧給水の可能性について検討を継続しているところです。

5) 鉛製給水管の状況

鉛製給水管は、長時間の滞留による水道中への鉛の溶出や漏水事故の原因となります。玉東町では鉛製給水管を使用していません。

6) 給水装置の維持管理

給水装置はお客様の財産であり、パッキン交換などの簡易な場合を除き、指定給水装置工事事業者でなければ工事を行うことができません。そこで、玉東町ではホームページなどを通じて情報提供を呼びかけるとともに、指定給水装置工事事業者の名簿を公表しています。

2.強靱（危機管理への対応は徹底されているか）

1) 施設、管路の健全性及び耐震性

玉東町簡易水道事業の水道施設では 50 年以上経過した施設が一部あります。

管路施設においては、現状法定対年数を超えた管路はありませんが、一部路線で漏水が多発しており、管路の健全性と耐震性の確保のための計画的な更新が必要です。

2) バックアップ能力

玉東町簡易水道事業の一部の井戸では、井戸の老朽化等により取水量が減少している井戸があります。井戸はその状況を確認することが難しく、取水量の状況を的確に判断し、将来を見据えた水源確保が必要です。

配水池については、十分な貯留能力を有しています。

3) 応急給水能力

災害時等では、応急給水を迅速に行うために応急給水資機材、応急復旧資機材（平常時の修繕にも使用）が必要となるため、これらについての備蓄及び管理が重要となります。

今後必要となる応急給水資機材の確保について検討していきます。

4) 危機管理体制

「玉東町国土強靱化地域計画(令和 2 年 3 月)」では大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当課の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組んでいます。

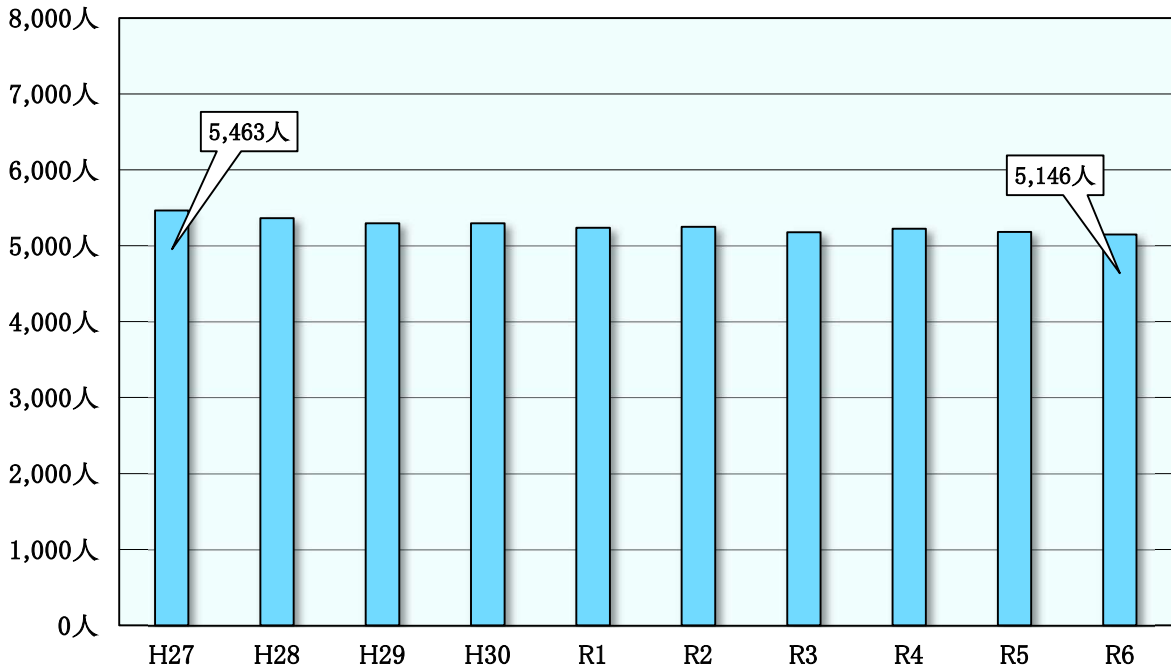
5) 危機発生状況

平成 28 年 4 月 14 日、16 日に発生した「熊本地震」により、玉東町では約 150 世帯が断水する大きな被害を受けました。また令和 7 年 8 月 11 日の記録的な大雨により、河川の増水や土砂災害に伴う道路の損壊、建物の浸水などの被害が発生しました。このような災害が再び起こることを想定し、施設の耐震性の確保と非常時対応についての連携強化を図る必要があります。

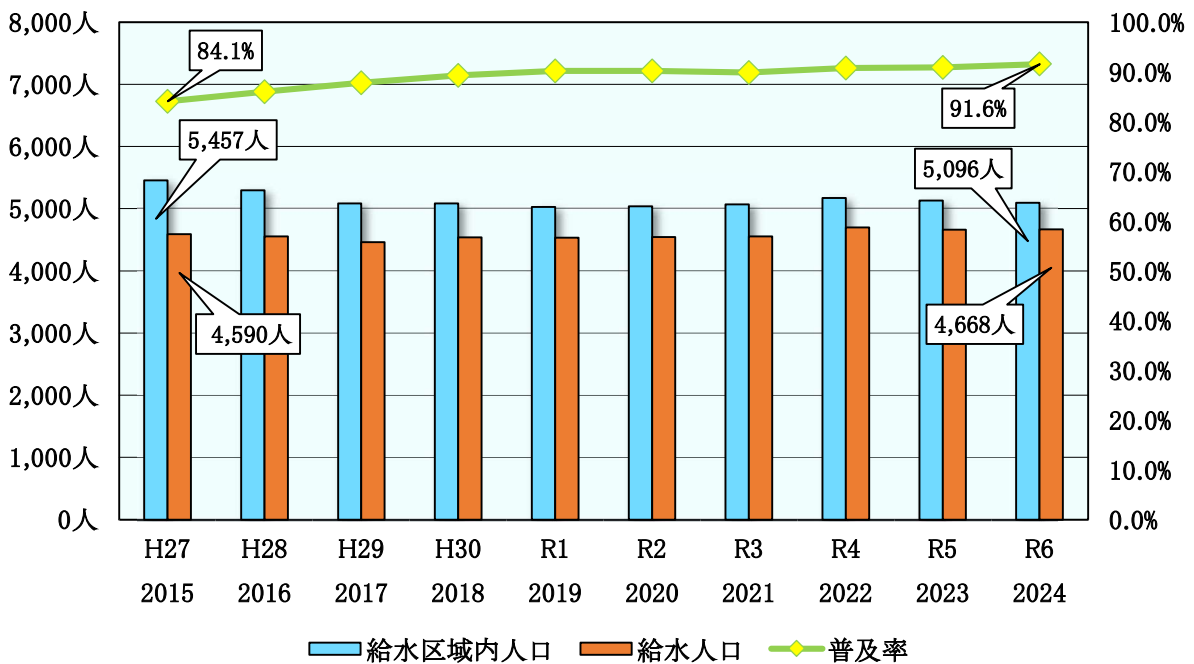
3.持続（水道サービスの持続性は確保されているか）

1) 行政区域内人口、給水人口（過去の実績）

玉東町行政区域内人口は、過去 10 年間に於いて約 320 人減少しています。給水区域内人口も同様な減少傾向を示していますが、給水人口については微増傾向を示しています。



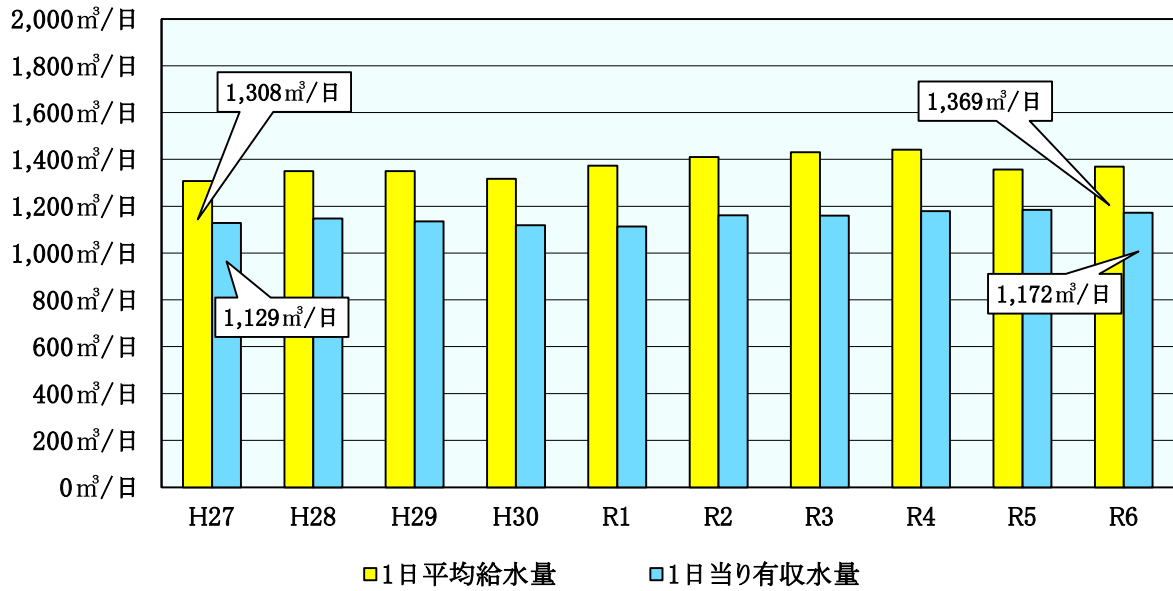
【図3.行政区域内人口の実績】



【図4. 給水区域内人口及び給水人口、普及率の実績】

2) 給水量、有収水量 (過去の実績)

過去 10 年間の給水量及び有収水量については、増減傾向を示しています。



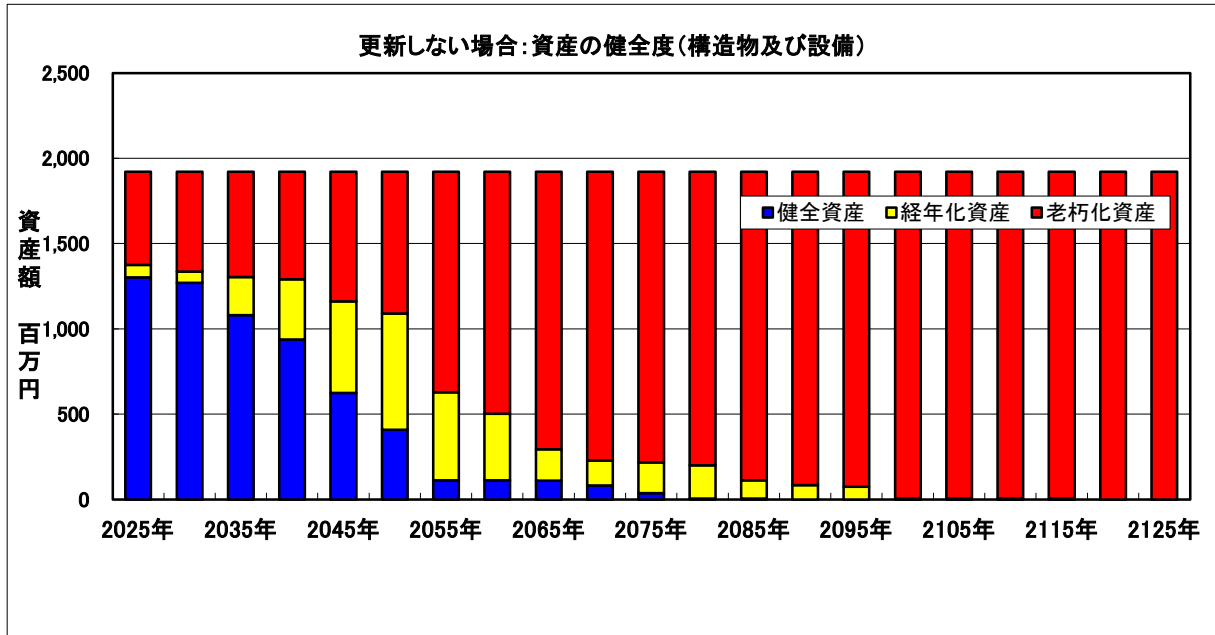
【 図5. 給水量、有収水量の実績 】

3) 施設・管路の老朽度

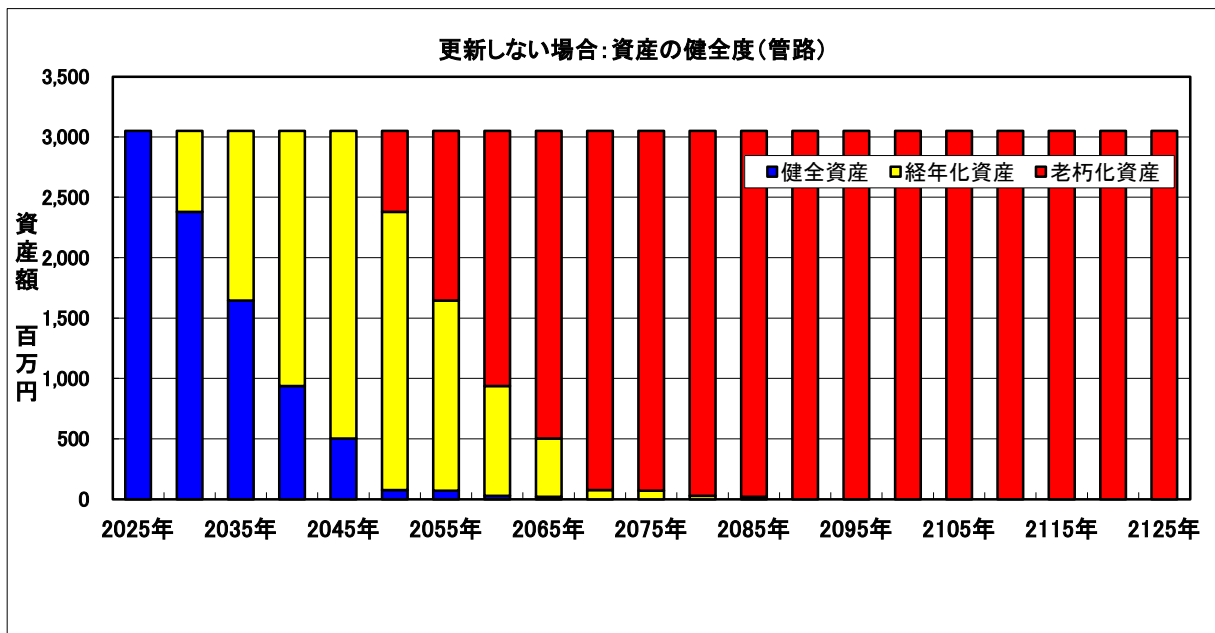
現在の設備(管路以外の施設)について、法定耐用年数を超えている資産は約 30%となっています。また法定耐用年数を超えた管路についてはほぼ 0%となっています。

今後施設の更新を行わなかった場合、設備(管路以外の施設)では約 25 年後に老朽化資産が約 50%となり、80 年後には全ての施設が老朽化になります。また管路については、約 30 年後に一気に約 70%の老朽化資産を抱えることとなります。

健全な事業運営を継続的に実施するためには、将来の更新費用を捻出するために、財源確保を検討していかなければなりません。



【 図 6. 設備(管路以外の施設)全体の健全度：更新しない場合 】



【 図 7. 設備(管路施設)全体の健全度：更新しない場合 】

【 表 10. 設備(管路以外の施設)全体の健全度：更新しない場合 】

単位：百万円

区 分	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年	2075年	2080年	2085年	2090年	2095年	2100年	2105年	2110年	2115年	2120年	2125年	
設備全体	健全資産	1,301	1,270	1,080	939	623	408	112	112	111	83	38	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	73	65	225	352	538	681	516	391	183	147	180	196	107	84	75	5	5	5	5	0	0
	老朽化資産	547	584	617	631	760	831	1,293	1,418	1,627	1,691	1,702	1,720	1,809	1,837	1,845	1,916	1,916	1,916	1,916	1,920	1,920
	計	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
建築	健全資産	102	102	102	102	102	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	48	13	0	0	0	3	102	99	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老朽化資産	26	60	73	73	73	73	73	76	126	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
	計	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
土木	健全資産	579	551	370	267	238	211	112	112	111	83	38	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	19	45	215	311	248	248	206	194	133	147	180	196	107	84	75	5	5	5	5	0	0
	老朽化資産	119	120	133	139	231	258	400	412	473	488	499	517	606	634	642	713	713	713	713	717	717
	計	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717	717
電気	健全資産	496	496	488	473	274	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	5	4	9	16	199	358	208	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老朽化資産	234	235	239	246	262	279	527	637	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735
	計	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735
機械	健全資産	79	76	75	72	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	0	3	1	4	66	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老朽化資産	59	59	62	63	63	66	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138
	計	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138
計装	健全資産	45	45	45	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	1	0	0	21	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老朽化資産	109	110	110	110	131	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155
	計	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155	155
その他1	健全資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老朽化資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【 表 11. 管路全体の健全度：更新しない場合 】

単位：百万円

区 分		2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年	2075年	2080年	2085年	2090年	2095年	2100年	2105年	2110年	2115年	2120年	2125年
管路全体	健全資産	3,050	2,380	1,646	937	502	74	71	27	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	0	670	1,404	2,114	2,547	2,306	1,574	910	483	74	71	27	19	0	0	0	0	0	0	0	0
	老朽化資産	0	0	0	0	0	670	1,404	2,114	2,547	2,976	2,979	3,023	3,031	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050
	計	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050
D C I P	健全資産	19	19	19	19	19	19	19	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	19	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0
	老朽化資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	19	19	19	19	19	19	19
	計	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
H P P E	健全資産	2,868	2,217	1,533	858	432	42	39	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	0	650	1,335	2,010	2,435	2,175	1,493	853	432	42	39	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老朽化資産	0	0	0	0	0	650	1,335	2,010	2,435	2,825	2,828	2,863	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868
	計	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868	2,868
P E P 二層管	健全資産	163	144	94	60	51	13	13	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	0	20	69	104	112	131	81	57	51	13	13	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老朽化資産	0	0	0	0	0	20	69	104	112	151	151	160	163	163	163	163	163	163	163	163	163
	計	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163
	健全資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老朽化資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経年化資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老朽化資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3) 施設の効率性

施設の効率性に問題はなく適切な施設能力及び構成となっています。

4) 組織体制・人材育成

玉東町簡易水道事業は、水道事業管理者の職務を町長が行っており、水道事業の管理者の権限に属する事務処理及び管理・運営を行う職務を建設課に置いています。職員数は令和6年度末時点で建設課長（1名）の統括により、主幹（1名：水道技術管理者兼務）と主査（1名）で構成され、計2名で事業運営を行っています。

職員数内訳は「表12.玉東町簡易水道事業職員体制表」のとおりです。

若年層や経験の少ない職員が増加し、ベテラン職員の持つ技術の継承が重要な課題となっています。

今後は内部・外部研修の活用、資格取得の奨励、運転マニュアルの作成等を通じて技術継承に取り組んでいく必要があります。また日本水道協会等が実施する外部研修への積極的参加に加え、洗管技術研修、仕切弁操作実技研修、応急給水研修等の内部研修を充実させ、人材・技術力の確保に努めていかなければなりません。

【 表 12. 玉東町簡易水道事業職員体制表 】

職種の種別	令和7年4月1日現在
主 幹	1名
主 査	1名
計	2名

5) 運営状況

玉東町では経営の健全化と町民サービスの向上を目指し、業務の効率化に努めるとともに、先進事例等に関する情報収集を行っています。今後もサービス水準を維持・向上できるように経営の効率化に向けた取り組みを継続していく必要があります。

●経費削減等の取り組み

支出抑制内容	<ul style="list-style-type: none">・業務委託による経費削減・耐用年数（使用期間）の見直し・長寿命管（耐震管）の採用・水道料金等の口座振替勧奨による経費の削減・各種情報システムの活用
--------	---

●民間活力の導入

これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none">・水質検査業務委託・配給水管等修繕業務委託・災害時における配給水管等応急対策業務委託・営業関連業務委託（検針業務）・止水栓等修理及び水道メーター取替業務委託・OA機器保守管理委託・清掃業務委託
-----------	--

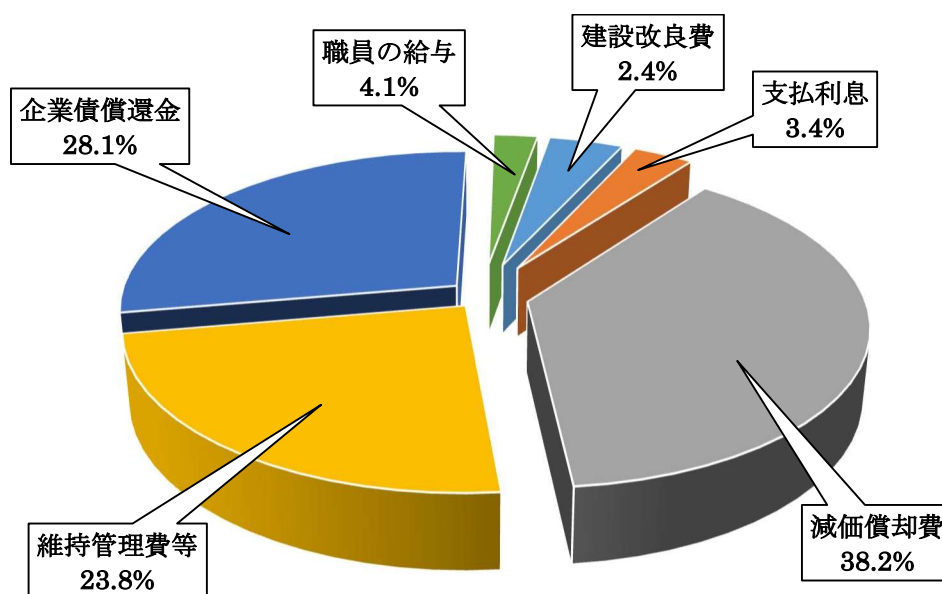
6) 費用構成

水道事業は、地方公営企業法に則って独立採算制により経営を行っています。企業経営に伴う収益（水道料金収入）をもって事業を運営し、サービスの提供を行っています。

玉東町簡易水道事業での主な支出は、安定した水を供給するための建設改良費が2.4%、施設を健全に保つための維持管理費が23.8%となっています。

企業債償還金と支払利息とは、これまで水道施設を建設してきた際に借り入れた金額に対する元金返済と利息のことです。水道施設への投資には多額の費用が必要となります。自己財源で足りない分については、主に借入金（企業債）で賄っています。総支出におけるこの2つの占める割合は、合わせて31.5%となります。

今後は補助金を活用して、計画的に更新していきます。



【 図8. 支出の内訳 (%) : 令和6年度決算書より 】

7) 水道料金

玉東町の水道料金体系は、下表に示すとおり基本水量を超過した場合に、超えた水量に対して超過料金が基本料金に加算される制度となっています。

【 表 13. 玉東町水道料金体系（税抜き） 】

口径	基本使用料	超過料金	メーター器使用料
	(10 m ³ まで)	(10 m ³ を超えた 1 m ³ につき)	
13 mm	1,600 円	120 円	50 円
20 mm			100 円
25 mm			110 円
30 mm			170 円
40 mm			200 円
50 mm			400 円

【 表 14. 水道加入金一覧（税込み） 】

口径	金額
13 mm	122,000 円
20 mm	153,000 円
25 mm	204,000 円
30 mm	255,000 円
40 mm	367,000 円
50 mm	734,000 円

8) 広報・広聴など

玉東町簡易水道事業に関する情報発信は、本町ホームページ等で行っています。その内容は水質検査計画、給水装置や水道に関する手続き等水道の安全性やコストに関する情報などです。

玉東町簡易水道事業に対する理解を深め、町民の皆様の知りたい情報を積極的に提供するように心がけています。

9) 水の有効利用

水道事業は、循環資源である水を利用する事業であり、水循環系が健全に機能していることに依存して成り立っています。平成 26 年 4 月には「水循環基本法」が公布され、水が国民共有の貴重な財産であることが再認識されたところです。また、水道事業は全国の電力の 0.8% を消費しているエネルギー消費産業の側面も有していることから、水を有効に利用してエネルギーの消費をなるべく抑えることは、水循環系への負荷を低減するだけでなく、浄水・送配水段階の環境負荷削減にも効果があります。

玉東町簡易水道事業では今後、管路の老朽化が進行することが予想されるため、計画的な更新を図り、水を有効活用し無駄なエネルギーの消費を抑えていきます。

10) 省エネルギー、自然エネルギー利用

水道事業は、水を運ぶために多くのエネルギーを消費する事業です。

玉東町簡易水道事業では、配水方法を自然流下方式で行っており、電力消費が大きい施設はポンプで地下水を揚水する水源地です。

将来においては需要が減少するため、機器の能力に余裕が生まれ、非効率になることが予想されます。

施設更新等に対する予備能力の確保は必要ですが、施設容量や設備能力については、適宜ダウンサイジングの可能性について検討する必要があります。

第4章 玉東町簡易水道事業の将来環境

水道事業が取り組むべき事項、方策等の設定にあたり、現状評価と課題を踏まえ、予測される将来の水道の事業環境がどのように変化するかを認識することが重要です。このことから、水道事業の将来の事業環境について、外部環境と内部環境の観点から整理します。

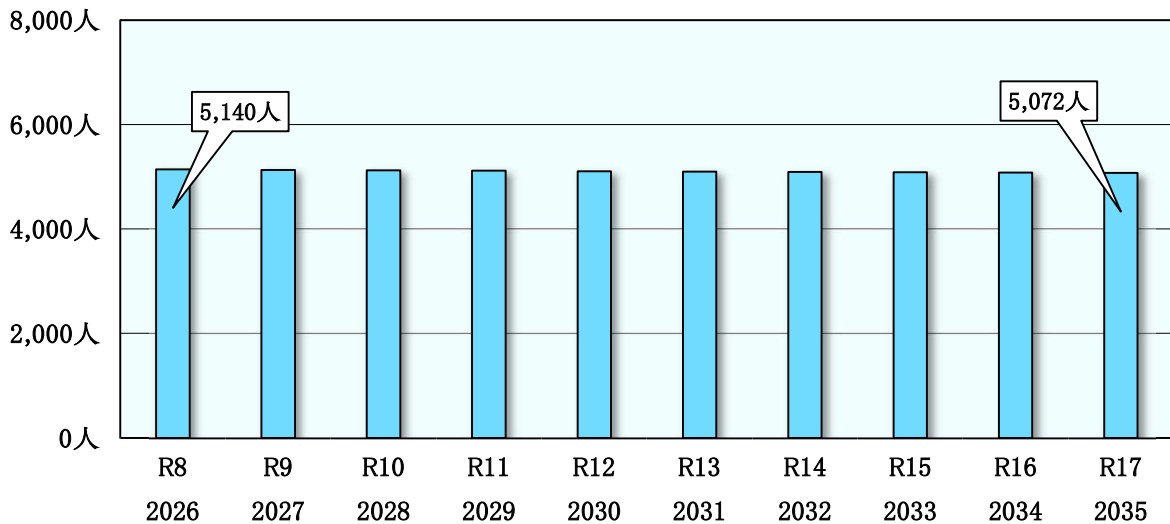
1. 外部環境の変化

外部環境については、人口や水需要、施設の効率性、原水水質などの外部環境の面から、現状評価と課題を踏まえた上で将来の事業環境を予測し評価しました。

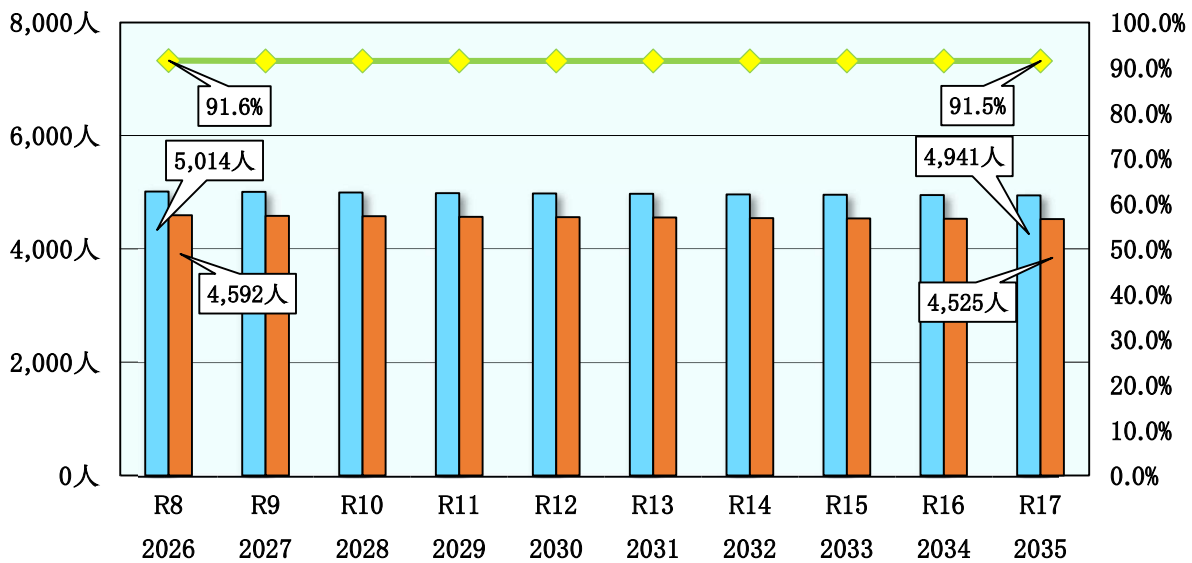
1) 将来の人口

玉東町の人口推移は、令和17年度末時点で5,072人までに減少する見込みとなっており、その後も微減傾向が予想されています。

給水人口の将来推移では、今後10年間で毎年平均約7人が減少する見込みとなっています。



【図9.行政区域内人口の推移】



■ 給水区域内人口 ■ 給水人口 ◆ 給水普及率

【図10. 給水区域内人口及び給水人口、普及率の推移】

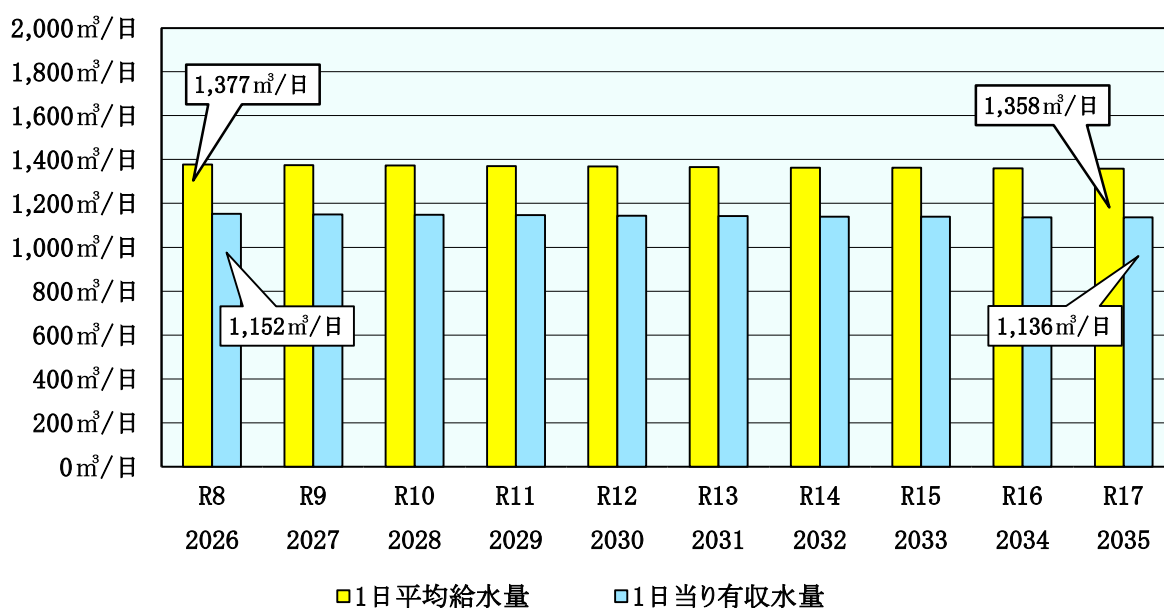
2) 将来の給水量、有収水量

給水人口減少に伴い、1日平均給水量、1日当り有収水量も減少していく見込みです。

令和8年度は1日平均給水量1,377 m³/日で、10年後の令和17年度では、1日平均給水量は1,358 m³/日に減少する見込みです。

同様に令和8年度の1日当り有収水量は1,152 m³/日で、10年後の令和17年度には1,136 m³/日に減少する見込みです。

給水量及び有収水量の減少は、給水収益の減少につながり、水道事業の経営が悪化していくことが予想されます。



【 図11. 給水量、有収水量の推移 】

3) 施設の効率性低下

給水量が減少することにより、人口が増加していた時代に整備された施設等の稼働率が低下し、事業効率を悪化させることとなります。施設の効率性を考慮すると、将来の更新事業においては、給水サービスを維持しながら、人口減少を踏まえた施設更新が必要となります。

4) 水源水質の悪化

水道水源においては、水量、水質ともに安定しており、将来において水源水質の悪化の可能性はほとんどありません。

しかしながら、近年頻発化している集中豪雨により、北部第1水源では濁度上昇が懸念されています。

2.内部環境の変化

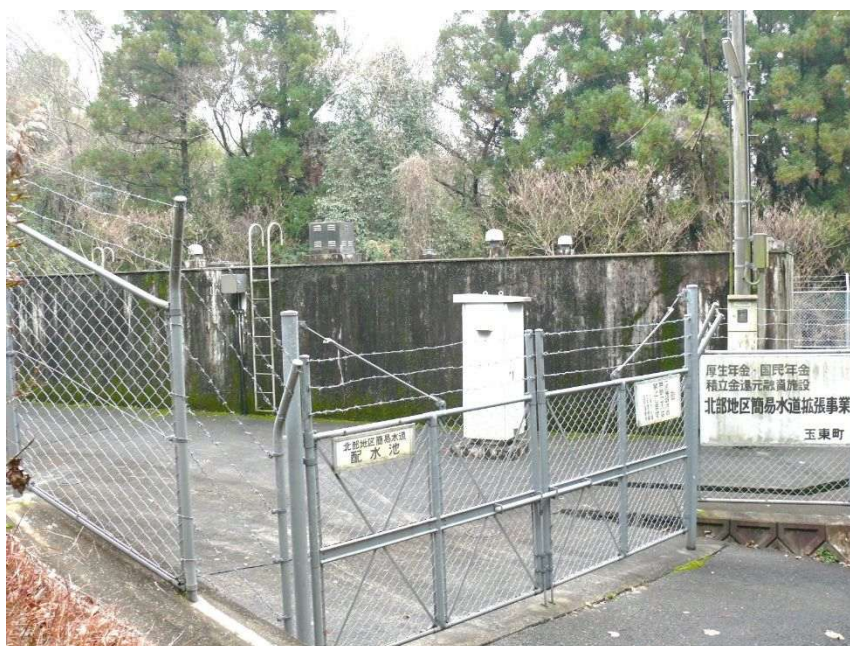
内部環境については、施設の老朽化、将来の投資を踏まえた資金の状況、職員構成、組織体制の面から、将来の事業環境を評価しました。

1) 施設の老朽化

(1) 施設・設備

玉東町簡易水道事業の管路以外の施設や設備では、建設から 50 年以上経過している施設が一部あります。

老朽化していく施設に対して、その対策を進めていく必要があります。



【 北部第 1 配水池 】

(2) 管路

玉東町簡易水道事業が有する管路の総延長は約 80 km です。管路の法定耐用年数は 40 年とされていますが、管の種類や埋設場所によって老朽化の進行度合いが異なる場合があります。

老朽化した管路では漏水事故が発生する可能性が高くなり、道路冠水・崩壊や人的被害等の二次災害を引き起こすおそれもあり、甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。

現状、玉東町簡易水道事業では法定耐用年数を超えている管路はありませんが、将来老朽管の増加が見込まれることから、計画的な更新を進めていきます。

2) 施設維持管理、非常時対応の課題

玉東町簡易水道事業では、広範囲で多数の施設を有しています。このような地域特性により耐用年数の短い機械・電気設備が比較的多く設置されていることから、日常における点検や修繕などの維持管理費や相応の人員が必要となります。また集中豪雨や台風などの自然災害によって、停電による施設稼働停止など非常時における対応も多く発生してきました。

現在の職員数では今後頻発化が予想される自然災害等の非常時対応や平常時の維持管理についての対応が、非常に困難になることが予想されます。

3) 職員数の減少、技術継承に関する環境変化

地方公共団体の職員数は、行政組織合理化のための人員削減等により減少しつつあります

玉東町簡易水道事業においても、厳しい財政状況が予想される中で合理化を図っていく必要があります。しかしながらそれに伴い今後水道事業に関わる職員数が減少し、十分な事業運営管理が行えないような事態の可能性についても留意しなければなりません。熟練職員の定年退職に伴い技術の継承と職員数の減少について対策を講じなければなりません。

4) 投資財政計画

玉東町簡易水道事業では将来の人口減少、水需要の減少に伴い給水収益も減少することが予想されます。健全な水道事業を運営していくためには、合理的な黒字経営を前提に適切な時期での施設更新が重要となります。

これからの玉東町簡易水道事業の経営分析及び評価については、玉東町ホームページで公表している『玉東町水道事業経営戦略』をご参照ください。

3. 将来課題の抽出

玉東町簡易水道事業の外部環境と内部環境についての課題整理と分析を行った結果、抽出した最も重要な課題は以下のとおりです。

重要課題①：施設の老朽化対策、耐震化対策

一部の管路について漏水が多発しており、将来における更新需要は大規模なものになると予想されています。施設の統廃合やダウンサイジングを踏まえた計画的な施設更新が重要となります。

重要課題②：適切な時期での料金改定

「重要課題①：施設の老朽化対策、耐震化対策」の内容を踏まえ、資金ショートを回避すべく適切な時期での料金改定が重要となります。

現行の料金体系では、施設の健全性を保つための更新事業等により内部留保資金が徐々に減少していき、資金ショートの可能性が予想されます。

経営戦略及びアセットマネジメントについて定期的な見直しを図り、健全な事業運営を進めていく必要があります。

重要課題③：技術の継承、人材の確保

人口減少に伴う人材の確保が将来においては、より困難になっていくことが予想されます。

水道施設に関する技術（ノウハウ）を短期間で習得するのは難しく、熟練職員が退職した後の平常時における水道施設の運転管理及び維持管理や工事監理はもちろん、自然災害時における対応が非常に困難になることが予想されます。

第5章 玉東町簡易水道事業の目指す方向性

1.基本理念

「玉東町新水道ビジョン」では、基本理念を『～ 安全でおいしい水を安定供給する ～』と定めます。

この基本理念は、厚生労働省の「新水道ビジョン」（平成 25 年 3 月策定）で示された基本理念「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とも共通の方向性（安全・安心といった地域の信頼を未来へと継続させる）を指し示しており、普遍的な内容といえます。そこで、「玉東町新水道ビジョン」においても、「玉東町水道ビジョン」の基本理念を引継ぎ、安全を最優先すべきとの想いを込め、「安全でおいしい水を安定供給する」を基本理念として掲げていきます。

また、この基本理念に基づき、目標を設定し、さらにはその目標を達成するための具体的施策を定め、計画的、効率的に水道事業を運営してまいります。

～ 安全でおいしい水を安定供給する ～



2.基本目標

基本理念を推進するための方針として、新水道ビジョンに示した、「安全」・「強靱」・「持続」の観点に留意しつつ、50年、100年先を見据えた次の3つの基本目標を定めます。

安 全

水道水の安全の確保

安心しておいしく飲める水道水を供給するため、水質管理を強化し、利用者へ良質な水道水の供給に努めます。

強 靱

確実な給水の確保

水道施設の耐震性を確保し、水道システムとしてのバックアップ機能と近隣水道事業者とのネットワークを構築することで、被災を最小限に食い止め、万が一被災した場合でも迅速な復旧を可能とし、必要最小限の飲料水や生活用水を確保・供給します。

持 続

水道サービスの持続性の確保

お客様のニーズを満足する給水サービスを実現し、給水量が減少していく時代においても、人材育成や広域化などの経営基盤の強化方策を検討し、健全な事業運営を継続します。

第6章 重点的な実現方策

1.目標達成の実現方策体系

基本理念と基本目標を実現するための具体的方策について、体系図を以下に示します。

【 基本理念 】
～ 安全でおいしい水を安定供給する ～

基本目標		実現方策
安全	水道水の安全の確保	①水源の保全と確保
		②水質監視の徹底
強靱	確実な給水の確保	①水道施設の耐震化と老朽施設の更新
		②災害時の対応強化
持続	水道サービスの持続性の確保	①健全経営の持続
		②水道職員の育成・確保
		③施設情報の精度向上
		④給水サービスの向上
		⑤広域化への検討

2.具体的な実現方策

各施策の取組内容を次に示します。

安 全

水道水の安全の確保

安心しておいしく飲める水道水を供給するため、水質管理を強化し、利用者へ良質な水道水の供給に努めます。

1) 水源の保全と確保

玉東町簡易水道事業の水源は、恵まれた豊富な地下水を利用しています。今後は関係する団体と連携しながら、水源の環境保全に努めていきます。

また取水量や水質を常に監視し、安全性を高めるとともに水量の予備能力を確保しながら、計画的に施設の更新を行っていきます。

2) 水質監視の徹底

日頃から水質の監視を徹底し、安全で清浄な水の確保に努めていきます。

水質に関する基準項目、基準値の変更に速やかに対応するための検査体制の充実と、水質検査技術の向上を目的とした技術研修への積極的な参加に努めていきます。

強 靱

確実な給水の確保

水道施設の耐震性を確保し、水道システムとしてのバックアップ機能と近隣水道事業者とのネットワークを構築することで、被災を最小限に食い止め、万が一被災した場合でも迅速な復旧を可能とし、必要最小限の飲料水や生活用水を確保・供給します。

1) 水道施設の耐震化と老朽施設の更新

施設の耐震化及び老朽化施設の更新については、経営状況を踏まえながら優先順位を設定し、実施していきます。今後 10 年間で施設更新を行うことにより、玉東町簡易水道事業の施設の健全性は向上していき、安全な水を安定的に供給することが可能となり、災害時でも強靱な施設構築が可能となります。

2) 災害時の対応強化

これからも「玉東町地域防災計画」等のマニュアルに沿った研修、訓練を定期的を実施し、職員の意識や対応力の向上を図るとともに、マニュアルの充実を図っていきます。

応急給水、応急復旧に必要な資機材については、その品目、数量を検討した上で、計画的に備蓄、補充していきます。また、備蓄した資機材については定期的に点検、入替を行うとともに、備蓄箇所の分散や他団体との共同備蓄についても検討していきます。



持 続

水道サービスの持続性の確保

お客様のニーズを満足する給水サービスを実現し、給水量が減少していく時代においても、人材育成や広域化などの経営基盤の強化方策を検討し、健全な事業運営を継続します。

1) 健全経営の持続

中長期的な財政計画により、経営の効率化と健全化を図り、持続可能な事業の経営を目指していきます。「アセットマネジメント（資産管理）」の結果を踏まえて、年度ごとに更新費用のばらつきが出ないように平準化を行うなど、中長期的な設備投資の計画を行い、持続可能な事業経営を目指していきます。

また、玉東町簡易水道事業では中長期的な経営の基本計画である「玉東町簡易水道事業経営戦略」を作成しており、経営の安定化を推進しています。近年では人口の減少や節水機器の普及などにより、水需要の減少傾向が続いています。それに伴い収入も減少していく中で、施設の更新や耐震化を進めていかななくてはなりません。組織、事務事業の効率化や施設管理の見直しなど、経営基盤強化の取り組みを推進するとともに、投資と財源を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいき、適切な時期での料金改定についても検討していきます。

本ビジョンや経営戦略の公表によって、水道事業者としての説明責任を果たし、お客様からのご理解が得られるように水道施設の更新の必要性などをわかりやすくお伝えしながら、健全な経営を推進していきます。

2) 水道職員の育成・確保

水道事業では、これまで施設の維持管理や検針業務等を民間委託するなど、効率的な組織運営を行ってきました。

しかしながらこれから本格的に老朽化していく施設の点検、修繕や更新など業務量増加に対応できる人員体制の構築と次世代職員への技術継承の取り組みが必要となります。

技術継承を目的とした人材育成のため、水道課内外での各種研修への積極的参加や資格取得の支援等により、技術基盤の確保及び技術力の向上に努めます。

また技術基盤の確保策として技術職員数の確保についての検討を行っていきます。

3) 施設情報の精度向上

健全な水道事業経営を持続するためには、常に正確な水道施設の状況を把握していなければなりません。水道施設の資産の状況を正確に把握することは、その情報をもとに水道施設の維持・修繕や、計画的な更新などの管理を適切に行うことができ、また大規模災害時における円滑な応急対応や、広域連携及び官民連携を行う場合の実現可能性の調査・検討等を行う上での基礎情報となります。

国土交通省では水道施設台帳整備を水道事業体の義務としており、玉東町簡易水道事業においてもこれまで水道施設の情報整備を進めてきました。

今後は老朽化した施設の更新に伴い、随時正確な施設情報登録を行い施設情報の精度向上に努めます。

また蓄積した情報を基にアセットマネジメントによる中長期的な視点での更新需要と財政収支の見通しの検討を行い、玉東町簡易水道事業経営戦略に反映させ健全な水道事業の継続に努めてまいります。

4) 給水サービスの向上

水道事業は、十分な水量を、国の定めた基準を満たす水圧、水質でお客様へ供給する必要があります。これからも、お客様のニーズを把握し、顧客満足度の向上を目指していきます。

また、おいしい水を提供できるよう、水質が安定した水源の確保や浄水方法の検討を行い、品質の向上に努めていきます。

5) 広域化への検討

「新たな概念の広域化」とは、国土交通省の「水道ビジョン」で示された概念であり、従来の事業統合による広域化にとらわれず、広域化のイメージを発展的に広げ、近隣の事業体間で連携することによって課題解決を図る取り組みです。

今後は、事務部門や維持管理部門など、近隣事業体との連携が可能な事項について協議、検討していきます。

第7章 フォローアップ

新水道ビジョンの策定で終わりではなく、PDCAのサイクルを廻し続けることが必要です。毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、PDCAにより進捗管理を行っていきます。進捗状況の評価・検証を行い、広聴活動等を通じて把握したお客様のニーズや社会経済状況の変化等も踏まえ、必要な改善点については、本ビジョンの実実施計画として策定する経営計画や、毎年度の予算編成に反映していきます。

